

第1章 環境学習ってなんだろう？

1.環境学習の目的と役割とは？

1)世界の環境教育 環境学習の動き

環境教育や環境学習という言葉は、いつ頃から使われるようになったのでしょうか？また、国際社会では「環境教育」はどのように定義されているのでしょうか？

ここでは、国際的な動向を追いながら、これまで「環境教育」という言葉がどのように捉えられてきたのかを簡単に紹介します。

(1)環境教育はアメリカからはじまった(1970年環境教育法の制定)

「環境教育」という言葉は、1948年の国際自然保護連合(IUCN)の設立総会で初めて使われました。その背景には、アメリカの自然教育、野外教育、環境保全教育の長い歴史があります。

北米大陸の開拓後、アメリカでは短期間に大規模な自然破壊が行われました。その反動として始まったのが、自然保護運動や自然教育です。1800年代末には多くのナチュラルリストや自然保護団体が生まれ、自然学習運動が始まりました。また、1872年には世界最初の国立公園として、イエローストーン国立公園が設置され、1920年には公園内の自然や歴史、文化についての解説活動が始まっています。

1962年、レイチェル・カーソンの「沈黙の春」が発表されると、様々な公害に対して各種の環境法が制定されます。IUCNの総会で用いられた「環境教育」という言葉が広く使われるようになったのはこの頃です。

そして、1970年には、世界で最初の**環境教育法**が制定されます(1990年には全米環境教育法が新たに制定されています)。とはいえ、これはアメリカでの法律です。国際的な環境教育の出発点は、次に述べる**国連人間環境会議**を待つことになります。



(2)宇宙船地球号を救え (1972年 国連人間環境会議-ストックホルム会議)

「宇宙船地球号」という言葉を聞いたことがありますか？

これは地球全体を一つの宇宙船とみなし、そこに生息・生育する全ての生き物を乗船客とする考え方です。

この宇宙船地球号の全ての乗船客の将来を保証し、確保するためには、今すぐなんらかの全地球的な行動をおこすことが必要であり、またそうしなければならぬという認識と危機感から **国連人間環境会議** (通称 **ストックホルム会議**) が開催されました。

この会議では、「環境を守るためには、すべての人々が何らかの行動をすることが必要であり、そのためには各分野を総合したアプローチによる**環境に関する教育**が求められており、国際的な相互協議の上で、国際的な計画をたてることが大切である」という結論が出されました。



(3)ベオグラード憲章 (1975年ベオグラード会議)

1975年10月、ユーゴスラビアの首都ベオグラードで、環境教育の専門家を集めた「国際環境教育ワークショップ」(通称：ベオグラード会議)が開催されました。この会議の成果として作成された **ベオグラード憲章** では、環境教育の目的を次のように述べています。

「環境教育の目的は、個人と社会集団が、総合的な環境とそれに関わる問題について関心と感受性を持ち、人類の重要な立場と役割を理解し、環境の保護改善に参加する意欲と問題解決のための技能及び評価能力を身につけ、また適切な行動を起こすために、環境問題に関する責任と事態の危急性についての認識を深めることができるようにすることである。」

環境教育の国際的な流れ

1948年	国際自然保護連合（IUCN）の設立総会で「環境教育」という言葉が初めて用いられる
1962年	レイチェル・カーソン「沈黙の春」を発売
1969年	UNESCO「生物圏資源の利用と保全」に関する政府会議で環境教育の実施を勧告
1970年	アメリカ環境教育法制定 環境保護庁設置 全米アースデイ始まる。
1972年	国連人間環境会議（ストックホルム会議） 国連環境計画（UNEP）発足 絶滅の恐れのある野生動植物種の国際取引に関する条約採択
1975年	ベオグラード会議
1976年	環境教育地域専門家会議（アジア等世界5地域）
1977年	トビリシ環境教育政府間会議
1980年	「世界環境保全戦略」発表
1982年	UNEP 管理理事会特別会合（ナイロビ会議） パリ環境教育専門家会議
1985年	世界環境教育会議（東京）
1987年	モスクワ環境教育専門家会議
1989年	第3回国際環境教育会議（ゴア・インド）
1990年	アメリカ全米環境教育法制定
1992年	国連環境開発会議（地球サミット）
1993年	生物多様性条約発効（ナイロビ） 国連持続可能な開発委員会第1回会合（ニューヨーク）
1995年	アジア・太平洋環境会議
1996年	こどもエコクラブアジア会議（新潟）
1997年	環境と社会に関する国際会議、「環境と持続可能性のための教育」に関するテサロニキ宣言（ギリシャ）

(4)トビリシ政府間会議宣言 (1977年トビリシ会議)

ベオグラード会議の成果を受けて、1977年10月、ロシアのトビリシで、歴史上唯一の**環境教育政府間会議** (通称：**トビリシ会議**)が開かれました。

トビリシ会議以降、1992年の地球サミットにいたるまで、環境教育に関する国際的取組みは、トビリシ宣言と勧告を基調としています。

トビリシ会議では2つの環境教育の基本目的が明確にされました。

- ・個人、地域社会が環境問題に対して直接的に働きかける。そのための知識、価値観、制度、技能を獲得する。
- ・環境問題の解決のために、環境の保護を保証する世界、いわば世界平和の確立を目指す。



そして、この目的を達成するための環境教育の進め方として、次のようなアプローチが重要であると考えられています。

1. 地域的アプローチ

- ・自らの生活様式を持続可能なものとするとともに、生活の場である地域を、自然と人間が共生可能な循環型社会につくりかえる。
- ・生物の多様性を保全する。
- ・幼児と健常者、外国人と日本人などが共生できる地域をつくる。

2. 地球的アプローチ

- ・地球環境の保護に向けた共同行動のためには、国際理解や世界平和の達成が不可欠であり、国際理解教育や平和教育といった地球的視野に立つ活動が必要である。
- ・特に、世代内平等を実現していくための南北問題の解決と、そのための開発教育の実践は最も重要な課題である。

(5)世界環境保全戦略 (1980 年)

1980 年になると IUCN(国際自然保護連合)が UNEP(国連環境計画) WWF(世界自然保護基金)と共同で次のような**世界環境保全戦略**(World Conservation Strategy)を発表しました。

「人間が自然界と調和しつつ幸せに生き延びていくためには、人間だけでなく、植物と動物を含めた新しい倫理が人間社会に要求される。環境教育の任務は、この新しい倫理に適応する心構えと態度を育み強化することである。」

また、この戦略の中で開発と保全は表裏一体であり、**「持続可能な開発(sustainable development)」**がその裏付けになるという考え方が、初めて国際的に提起されました。



(6)地球サミット(1992 年国連環境開発会議)

1992 年 10 月、ブラジルのリオで開催された国連環境開発会議(地球サミット)は、持続可能な開発という考え方のもとで、**「環境と開発に関するリオ宣言」**やその行動計画としての**「アジェンダ 21」**などが採択されました。「アジェンダ 21」では、環境教育の重要性が次のように確認されました。

「教育は持続可能な開発を推進し、環境と開発の問題に対処する市民の能力を高める上で重要である。」

「環境と開発の問題やその解決へのかかわりについて公衆の感受性を高め、環境に対する各自の責任や持続可能な開発に向けての、より大きな動機づけや約束を助勢していく必要がある。」

(7)持続可能性のための教育へ - テサロニキ宣言 - (1997年)

1997年12月、ギリシャのテサロニキにおいて **環境と社会に関する国際会議 - 持続可能性のための教育とパブリック・アウェアネス -** が開催されました。会議は UNESCO とギリシャ政府により主催され、世界82カ国から1200人もの専門家が集り、次のような報告がなされました。

「持続可能性のための教育は、持続可能な未来を達成するための手段として考えられ、人口、貧困、環境劣化、民主主義、人権と平和、開発と相互依存などの概念に関係して、統合するようなものとして捉えられた」

「持続可能性のための教育という広い概念発展においては、環境教育の経験から多くのことを学ぶことができると認識された」

また、テサロニキ宣言の中では、**ベオグラード憲章**や**トビリシ宣言**は、環境教育の行動計画としては今でも有効であるが、各国で十分な検討がなされていないことも指摘されています。

そして、テサロニキ宣言では、環境教育は「環境と持続可能性のための教育」であると次のように宣言しています。

テサロニキ宣言 11

「環境教育は今日までトビリシ環境教育政府間会議の勧告の枠内で発展し、進化して、アジェンダ21や他の主要な国連会議で議論されるようなグローバルな問題を幅広く取り上げてきており、持続可能性のための教育としても扱われ続けてきた。このことから環境教育を『環境と持続可能性のための教育』と表現してもかまわないといえる」

以上が1972年のストックホルム会議から1997年のテサロニキ会議までのおよそ四半世紀にわたる環境教育の流れです。環境教育はこの25年の間、環境破壊への直接的な解決手段の一つから、持続可能な未来を達成するための手段である **環境と持続可能性のための教育** として成長してきたといえるでしょう。

2)日本における環境教育の流れ

(1)公害対策教育と自然保護教育から環境教育へ

日本の環境教育は、公害対策教育と自然保護教育からはじまりました。

第二次世界大戦後の日本は急速な発展をとげましたが、その陰では公害問題が深刻な事態を迎えていました。中でも水俣病、新潟水俣病、四日市ぜんそく、イタイタイ病は4大公害病と呼ばれ、公害の悲惨さを際立たせています。そうした状況の中、子供達を環境破壊から守り、地域を守ろうとする教育として公害対策教育が提唱され、1967年には文部省の提案による「公害対策研究会」が全国的に設立されました。

この頃、同時に問題となったのが自然破壊です。自然保護教育は、急激に拡大する自然破壊に対して結成された自然保護団体などが実施した自然観察会やセミナーなどを通じ、主として社会教育の分野で展開されました。

1970年代中頃になると、公害教育、自然保護教育から環境教育へと、対象の範囲が広がり、1975年には公害対策研究会は「環境教育研究会」と名称を変更しています。環境教育はこれまでも述べてきたように、欧米から始まっています。そのため、考え方の基盤が欧米の風土や生活、または価値観に起因しており、日本の風土や習慣、文化や制度に沿う環境教育が必要だとされてきました。

(2)環境教育団体の設立

1987年、第1回清里（環境教育）フォーラムが開催されました。これは、日本国内で環境教育を実践している人々が一同に介し、日本の環境教育について研究・交流する場です。この頃はまだ「環境教育」という言葉も耳慣れず、むしろその定義について何度も議論がなされてきました。この流れを受けて、1990年には日本環境教育学会が創立され、1997年には、日本環境教育フォーラムが社団法人として環境庁から認可されました。日本環境教育フォーラムでは、環境教育公開講座やシンポジウムの開催など普及活動をはじめ、自然の中で指導者とともに自然体験型の環境教育を展開する場としての「自然学校」の設立に力を入れたり、1999年からはプロの指導者養成をスタートさせています。

また、日本環境教育学会では、これまで行われてきた環境教育の研究・教育実践をふまえ、環境教育とは何かを体系的に理論づけ、さらに環境教育がその目標の実現に向けて何を目指すべきなのかを明らかにしようとしています。

環境教育の国内的流れ

1951年	日本自然保護協会発足
1957年	日本自然保護協会「自然保護教育に関する陳情書」提出
1964年	東京都小・中学校公害対策研究会発足
1967年	全国小・中学校公害対策研究会発足
1970年	日本生物教育学会「自然保護教育に関する要望書」提出
1971年	都道府県教育委員会「公害教育の手引書」など作成
1974年	国際環境教育シンポジウム開催 文部省特定研究「科学教育」において「環境教育カリキュラムの基礎的研究」始まる
1975年	全国小・中学校公害対策研究会が環境教育研究会に名称変更
1978年	日本自然保護協会「自然観察指導員」養成開始
1984年	文部省「自然教室」開始
1986年	環境庁「環境教育懇談会」設置
1987年	第1回清里フォーラム発足 教育課程審議会答申「生活科」設置
1990年	日本環境教育学会発足
1991年	文部省「環境教育専門官」設置
1992年	文部省「環境教育指導資料」作成
1993年	「環境基本法」成立
1994年	建設省「環境政策大綱」策定
1996年	中央教育審議会第一次答申「21世紀を展望した我が国の教育の在り方について」 「環境ふれあい公園」整備開始
1997年	「社団法人日本環境教育フォーラム」発足
1998年	中央環境審議会企画政策部環境教育小委員会「持続可能な経済社会構築を目指した環境教育・環境学習の推進方策について（中間とりまとめ）」 環境庁「ふれあい自然塾」整備開始

(3)環境基本法における環境教育

1980年代後半に入ると、環境教育の必要性についての認識がますます高まります。この流れを受け、環境庁では1986年、環境教育のあり方についての基本姿勢を整理する**環境教育懇談会**を設置しました。懇談会では1988年3月に「みんなで築くよりよい環境を求めて」という報告書を取りまとめ、その中では、次のような課題が示されています。

- 1．情報、教材等の充実
- 2．環境教育活動のための拠点の整備
- 3．民間活動の支援体制の整備・充実、指導者の育成
- 4．ネットワークの形成・整備

1993年になると**環境基本法**が成立しました。環境基本法では、**今日の環境問題を解決するためには、経済社会システムやライフスタイルを環境への負荷の少ないものとへと変革していく必要がある**という考え方にたち、多様な施策を講ずることを規定しました。環境教育・環境学習の振興については、第25条で次の様に規定し、環境教育・環境学習の重要性が法制上、初めて位置づけられました。

第25条

「国は、環境の保全に関する教育及び学習の振興並びに環境の保全に関する広報活動の充実により事業者及び国民が環境の保全についての理解を深めるとともにこれらの者の環境の保全に関する活動を行う意欲が増進されるようにするため、必要な措置を講ずるものとする。」

環境基本法に基づき作成された**環境基本計画(1994年)**では、**持続可能な生活様式や経済システムの実現のために環境保全に関する教育及び学習を推進すること**を定めています。計画の中では、学校における環境教育の重要性、社会教育その他、多様な場における環境教育・環境学習、広報の充実について述べられています。

特に社会教育においては、「学習拠点の整備、学習機会の提供、人材の育成・確保、教材・手法の提供を推進すること」を盛り込んでいます。

(4)学校教育における取組み

学校教育では、従来から小・中・高等学校において、環境教育に関する特別な教科は設けず、社会科、理科、生活科、家庭科、特別活動などで、児童生徒の発達段階に応じた環境教育に関する指導がなされ、1992年には「環境教育指導資料」が作成されました。

1996年7月の**中央教育審議会第一次答申「21世紀を展望した我が国の教育の在り方について」**では、環境教育がますます重要性を増していくと認識され、各学校において具体的な取組みが積極的に進められる事への期待や、教員養成課程におけるカリキュラムを充実することの必要性が指摘されています。また、子供達が「生きる力」を育むことを基本としました。「生きる力」は、学校・家庭・地域社会が相互に連携しつつ、社会全体で育むものであり、その育成は大人一人ひとりが社会のあらゆる場で取り組む課題であるとしています。

1998年7月に出された教育課程審議会答申においても、環境問題への対応の重要性が指摘され、今後、各教科、道徳、特別活動及び**総合的な学習の時間**のそれぞれにおいて、地域の実情を踏まえた学習を充実する必要があるとの考え方が示されています。

総合的な学習の時間とは

2002年から実施される新学習指導要領では、子どもたちの「生きる力」の育成を目指し、教科の枠を超えた学習ができる「総合的な学習の時間」が新設されます。

「総合的な学習の時間」では、各学校において、国際理解、情報、環境、福祉、健康などの横断的・総合的な課題などについて、学習活動を行うものとされています。学習活動を行うにあたっては、自然体験など体験的な学習、問題解決的な学習を積極的に取り入れることとされています。

1999年の生涯学習審議会答申では、「生活体験・自然体験が日本の子供の心をはぐくむ」とし、教育の場においても、遊びを含む生活体験・自然体験が重要視されるようになりました。また、子供達の心を豊かに育むためには、教育関係者だけでなく、大人一人ひとりがそれぞれの立場で子供の問題に関心を持ち、かつ、地域での豊かな体験が不可欠とされています。

(5)環境教育 環境学習の今後の推進方策の方向

1998年9月中央環境審議会企画政策部会環境教育小委員会による「**持続可能な経済社会構築を目指した環境教育・環境学習の推進方策について(中間とりまとめ)**」によると、次のように、ライフスタイルの変革を政策的に方向づけ、プログラムを総合化、体系化することが重要な課題として指摘しています。

環境教育・環境学習に関するこれまでの施策は、ライフスタイルの変革という観点からの政策的な方向づけが、ほとんど行われていなかった。

これまでの環境教育・環境学習は、総合性や体系性が不十分で、継続的な実践体験が十分には位置づけられていない。

そして、今後の環境教育・環境学習の推進方策は次の基本的考え方のもとに再構築される必要があるとされています。

1. 環境教育・環境学習に関するプログラム等を体系化する。
2. 環境教育・環境学習を指導する人材を育成し、また専門家カウンセラーを確保する。
3. 環境に関する情報提供の体制を整備する。
4. 環境学習などの拠点を整備し、拠点間のネットワークを構築する。
5. 環境教育・環境学習を実施する地方公共団体、民間団体、業者、国民を国が支援する。
6. 環境教育・環境学習に関する各省庁間の連携を強化する。
7. 環境教育・環境学習に関する国際協力を推進する。



3)これからの環境学習

地球サミット以降、「持続的な発展」という言葉が社会のキーワードとなりました。今日では、テサロニキ宣言に見られるように、環境教育を「環境と持続可能性に向けた教育」と表現するまでになりました。これまで「自然と人間との関係」を対象としてきた狭い意味での環境教育から、自然や社会、文化、歴史という私たちを取り巻く環境のあらゆるものが、環境教育の対象となってきたのです。

21世紀における環境教育は、まさにこの「環境と持続可能性に向けた教育」という大きな目標に向けて、多様なアプローチからの取り組みが必要な時代なのです。(阿部1999)

このような方向の中で、環境庁では、幼児から高齢者までのそれぞれの年齢に対して、多様な場における環境学習・環境教育を推進するとの観点から、全国にわたる「こどもエコクラブ」の活動や、「総合環境学習ゾーン」の設定、「ふれあい自然塾」や「ふるさと自然塾」設置などに力を入れるとともに、「こどもパーク・レンジャー」(文部省)、「こどもの水辺再発見プロジェクト」(文部省、建設省)など他の省庁と連携した取り組みをはじめています。

また、文部省では「総合的な学習の時間」の設定や地域における子どもの体験活動の場をつくる「全国子どもプラン」を、建設省では「川にまなぶ」社会の構築をめざした研究活動や、全国100カ所以上の「環境ふれあい公園」をはじめ、国営木曽三川公園・自然発見館での環境学習拠点の整備、アメリカの環境教育プログラム「プロジェクト・ワイルド」の導入を、その他、国土庁、農水省でも環境学習・環境教育に関する様々な施策が取り組まれはじめています。

地方公共団体では、環境副読本の配布、セミナーの開催のみならず、先進的な取り組みとして、連続的な環境学習講座の開催や環境学習拠点の整備、ネットワークの形成も行われ始めています。

